

平成27年12月24日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

医療費・医療手当請求書等の様式変更について

『「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応について』は、平成27年11月24日付(地Ⅲ168F)をもって貴会宛お送りいたしました。

標記の件につきまして、今般、厚生労働省健康局長より各都道府県知事宛別添の通知がなされました。

本通知は、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、予防接種法施行規則が改正され、予防接種法第16条に基づく各給付の支給に係る各請求書に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備が行われたことによる医療費・医療手当請求書等の様式変更であり、平成28年1月1日から適用となります。

なお、個人番号を利用して市町村長から請求者又はその保護者の地方税関係情報の提供を受ける場合は、事前に必ず当該請求者又はその保護者から同意書をとること、国への進達に当たっては、各別紙様式の個人番号欄について記載がある場合は、黒塗りを行う等して、個人番号が特定できないようにすることとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

27.12.28

健 発 1221 第 4 号
平成 27 年 12 月 21 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

医療費・医療手当請求書等の様式変更について

標記について、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和 52 年 3 月 7 日衛発第 186 号）及び「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について」（平成 13 年 11 月 7 日健発第 1058 号）により各別紙様式について通知しているところであるが、今般、別添のとおり改正し、平成 28 年 1 月 1 日から適用することとしたので、貴職におかれては、これを了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、以下について、併せて周知徹底を図られたい。

記

- 1 今回の改正の趣旨は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 150 号）が 9 月 29 日に公布され、これにより予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）が改正され、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 16 条に基づく各給付の支給に係る各請求書に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備が行われたことによるものであること。
- 2 個人番号を利用して市町村長から請求者又はその保護者の地方税関係情報の提供を受ける場合は、事前に必ず当該請求者又はその保護者から同意書をとること。
- 3 国への進達に当たっては、各別紙様式の個人番号欄について記載がある場合は、黒塗りを行う等して、個人番号が特定できないようにすること。
- 4 本通知の適用の際、旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものであること。

○厚生労働省令第百五十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 山口 俊一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第二項中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により申請者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報）を申請者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報）に改め、同条第四項中「住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該申請者に係る本人確認情報」を「当該申請者に係る機構保存本人確認情報」に改める。

第二条 健康保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び番号」の下に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）以下「番号利用法」という。」第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）を加え、同条第三項中「届書」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十四条第一項中「取得したときは」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十八条中「提出しなければならない」の下に「（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができることを除く。）を加え、被保険者であるときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十八条の二の見出しを「被保険者の住所変更の届出」に改め、同条第一項中「協会が管掌する健康保険の被保険者の」を削り、「厚生労働大臣」の下に「又は健康保険組合」を加え、「当該」を「協会が管掌する健康保険の」に改め、「被保険者であるときは」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十九条第一項中「喪失したときは」の下に「個人番号又は」を加える。

第三十二条第一項第一号中「及び番号」の下に「個人番号又は」を加える。

第三十六条の二の見出しを「被保険者の住所変更の届出」に改め、同条中「協会が管掌する健康保険の」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができること又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、この限りでない。

〔予防接種法施行規則の一部改正〕

第七條 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條の三十一中「第三十條の七第四項及び第六項」を「第三十條の十及び第三十條の十二」に、「第三十條の五第一項」を「第三十條の六第一項」に改める。

第八條 予防接種法施行規則の一部を次のように改正する。

第二條の七第五号を第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 予防接種を受けた者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二條第五項に規定する「個人番号」をいう。以下同じ。）

第十條から第十一條の五までの規定中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の九第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十一第一項第一号及び第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十六第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号及び第三号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の十七第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同項第三号中「及び当該先順位者がその死亡の当時有していた住所」を「当該先順位者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改める。

第十一條の二十第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一條の二十一第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同項第三号中「及びその者がその死亡の当時有していた住所」を「その者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改める。

第十一條の二十三第一項第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び支給前死亡者との身分関係」を「個人番号及び支給前死亡者との身分関係」に改める。

第十一條の二十六を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

市町村長は、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第九條 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第二号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二條第五項に規定する個人番号をいう）」に改める。

別表第二号を次のように改める。

滋養補給（第一号）

身体障害者福祉法施行規則

本欄地
図出地

平成 27 年 9 月 29 日

都道府県知事（市長）殿
身体障害者福祉法第十五條の規定により身体障害者手帳を交付願いたく関係書類を添えて申請致します。

個人番号	年 月 日生
15歳未満の児童	
教 育 ※	
ふりがな	
氏 名	
個人番号	年 月 日生

（備考）

1 身体障害者のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになつてゐる。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を 欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。

2 ※は15歳未満の児童についてのみ記入すること。

3 氏名については、記名姓又は由緒による署名のいずれかとする。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第十條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二條第五項に規定する個人番号をいう）」に改める。

第十一條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第二十三條に次のただし書を加える。

ただし、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長、第三十條において同じ。）は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第三十條中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長」を削る。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正）

第十二條 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、国内に住所を有する先順位者が同条第一項第一号の規定により当該権利を失つたときは、この限りでない。

(施行期日)

この行程の旅の関現にある旧格式による用紙に二つでは
 当分の間、これを取り繕つて使用する
 ことができる。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用する事ができる。